

第125号議案

神戸市森林環境整備基金条例の件

神戸市森林環境整備基金条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市森林環境整備基金条例

(設置)

第1条 次に掲げる目的を達成するため、神戸市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 森林の整備に関する施策の実施に必要な資金に充てること。
- (2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保，森林の有する公益的機能に関する普及啓発，木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策の実施に必要な資金に充てること。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金として積み立てるものとする。

(処分)

第5条 市長は、基金の設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部又は全部を処分することができる。

(施行細目の委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸市森林環境整備基金を設置するに当たり、条例を制定する必要があるため。